①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法														2．就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施有無		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
46	46	46	46	46	40	1	27	19	9	24	23	27	42	1	8	8	9	37	9	29	12	17	0	2	2
熊本県	熊本市	教育委員会事務局　学務課	096-328-2716	gakumu@city.kumamoto.lg.jp	http://www.city.kumamoto.jp		○	○	○	○	○	○	○				○					○		○	教育委員会事務局に来庁された場合は、窓口で配布。ホームページよりダウンロード。
熊本県	八代市	教育委員会　学校教育課	0965-30-1673	kyogaku@city.yatsushiro.lg.jp	http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji0038010/index.html		○	○		○	○	○	○					○		○					
熊本県	人吉市	熊本県人吉市教育委員会　学校教育課	0966-22-2111（代表）	gakkoukyouiku@city.hitoyoshi.lg.jp	https://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/90/11852.html					○			○		○	各学校に対して制度を書面で周知		○		○	○				
熊本県	荒尾市	教育振興課	0968-63-1659	ksinko@city.arao.lg.jp	http://www.city.arao.lg.jp		○	○					○				○			○	○				
熊本県	水俣市	水俣市教育委員会事務局教育総務課学務係	0966-61-1636	kyoiku@city.minamata.lg.jp	https://www.city.minamata.lg.jp/kiji0031258/index.html		○	○		○	○		○					○		○	○				
熊本県	玉名市	教育委員会事務局教育部教育総務課	0968-75-1133	kyoikusomu@city.tamana.jg.jp	http://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/265/2414.htm			○		○		○	○					○	転入者や家庭状況に変化があった者には学校事務から就学援助制度の説明を している。	○					
熊本県	山鹿市	教育総務課	0968-43-1638	ksoh@city.yamaga.kumamoto.jp	https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/				○	○	○	○	○					○		○		○			
熊本県	菊池市	教育部　学校教育課	0968-25-7231	gakkou@city.kikuchi.lg.jp	https://www.city.kikuchi.lg.jp/			○		○	○	○	○		○	市内子ども園長会議に出席し、就学前幼児保護者に対して声かけいただくよう、園の先生方にも制度の周知を図った。	○			○					
熊本県	宇土市	教育部学校教育課学務係	0964-22-6500	gakumu01@uto.kumamoto.jp	http://www.city.uto.kumamoto.jp/		○	○		○		○	○				○					○			
熊本県	上天草市	上天草市教育委員会　学務課	0969-28-3364	gakumu@city.kamiamakusa.lg.jp	http://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp		○	○		○		○	○					○				○			
熊本県	宇城市	宇城市教育委員会教育総務課学務係	0964-32-1907	kyoikusomuka@city.uki.kumamoto.jp	http://www.city.uki.kumamoto.jp/q/aview/115/4063.html		○	○	○	○	○	○	○					○	転入者には必ず学校事務から就学援助制度の書類を配布し、制度の周知を図っている。			○			
熊本県	阿蘇市	阿蘇市役所　教育部　教育課　学務係	0967-22-3229	kyouiku@city.aso.lg.jp	http://www.city.aso.kumamoto.jp/education					○	○	○	○				○					○			
熊本県	天草市	教育部学校教育課教務２係	0969-24-8813	gakkou@city.amakusa.lg.jp	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/		○	○		○	○	○	○		○	新１年生の保護者に対して、入学通知書と併せて周知文書を発送		○		○					
熊本県	合志市	学校教育課	096-248-2366	gakumu@city.koshi.lg.jp	https://www.city.koshi.lg.jp/		○	○		○	○	○						○						○	制度案内は全児童生徒に配付。継続申請者のみ個別に申請書を学校から配付。新規については教育委員会の窓口にて申請書を配付。
熊本県	美里町	美里町教育委員会学校教育課	0964-46-2115	gakumu@misato.kumamoto.jp	http://www.town.kumamoto-misato.lg.jp/				○	○	○		○					○		○	○				
熊本県	玉東町	教育委員会　学校教育課	0968-85-3609	gakko@town.gyokuto.lg.jp									○					○		○					
熊本県	南関町	教育課	0968-53-0201	gakkoukyouiku@town.nankan.lg.jp	http://www.town.nankan.lg.jp		○					○	○				○					○			
熊本県	長洲町	学校教育課	0968-78-3274	kyouiku@town.nagasu.lg.jp	https://www.town.nagasu.lg.jp/kiji0032479/index.html		○				○		○					○				○			
熊本県	和水町	和水町教育委員会学校教育課	0968-86-3131	gakkou@town.nagomi.lg.jp	http://www.town.nagomi.lg.jp/		○					○	○					○	各費目の援助額を掲載している。 よくある質問をQ&Aで掲載している。			○			
熊本県	大津町	大津町役場　教育部　学校教育課	096-293-3349	hayashida@town.ozu.kumamoto.jp	https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiji0031827/index.html		○		○			○	○					○		○					
熊本県	菊陽町	教育委員会　学務課	096-232-4918	gakumu@town.kikuyo.lg.jp	https://www.town.kikuyo.lg.jp/kiji003481/index.html		○			○		○	○					○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載			○			
熊本県	南小国町	教育委員会学校教育係	0967-42-0047	kyouiku@town.minamioguni.lg.jp	http://www.town.minamioguni.kumamoto.jp/index.php							○	○					○		○					
熊本県	小国町	教育委員会事務局	0967-46-3317	kyouiku01@town.kumamoto-oguni.lg.jp	https://www.town.kumamoto-oguni.lg.jp/q/aview/162/233.html		○	○	○		○							○			○	○			
熊本県	産山村	教育委員会	0967-25-2214	kyouiku-u@ubuyama-v.jp	http://www.ubuyama-v.jp/living/education/%e5%ad%a6%e8%b2%bb%e3%81%aa%e3%81%a9%e3%81%ae%e6%8f%b4%e5%8a%a9%e3%81%ab%e3%81%a4%e3%81%84%e3%81%a6/		○		○	○			○					○				○			
熊本県	高森町	教育委員会	0967-62-0227	imamura.t@town.kumamoto-takamori.lg.jp	http://www.town.takamori.kumamoto.jp/					○		○						○				○			
熊本県	西原村	教育委員会	096-279-4424	noguchi-n@vill.nishihara.lg.jp	https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/							○	○					○				○			
熊本県	南阿蘇村	教育委員会	0967-67-1602	maso-kyo@tsubaki.higo.ed.jp									○		○	学校の入学説明会で制度を周知。 ４月に村内小中学校の全児童生徒に就学援助制度の書類を配布。		○				○			
熊本県	御船町	御船町教育委員会　学校教育課　学校教育係	096-282-1700	gakkokyoiku@town.mifune.lg.jp						○	○	○	○					○	就学時健康診断時に保護者向けの就学援助の説明会を行っている。	○	○				
熊本県	嘉島町	学校教育課	096-237-0937	gakkou@town.kashima.kumamoto.jp	http://www.town.kashima.kumamoto.jp							○	○					○		○					
熊本県	益城町	益城町教育委員会　学校教育課	096-286-3307	gkyouiku@town.mashiki.lg.jp	https://www.town.mashiki.lg.jp		○			○	○	○	○					○	兄弟が同一の学校に在学している場合は、１枚の申請書にまとめて記載できるように変更した。	○					
熊本県	甲佐町	学校教育課	096-234-0102	gakkou01@kosa.kumamoto.jp	https://www.town.kosa.kumamoto.jp/q/aview/114/2576.html		○	○		○	○	○	○		○	年度初めに1回、民生委員・児童委員へ説明を行う。		○	年度末に、全児童生徒の保護者に就学援助制度のチラシを学校から配布している。	○	○				
熊本県	山都町	山都町教育委員会学校教育課	0967-72-0443	gakko@town.kumamoto-yamato.lg.jp	https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/		○	○	○		○	○	○					○		○					
熊本県	氷川町	学校教育課	0965-52-5859	gaku@hikawa.kumamoto.jp	http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/		○				○		○				○			○					
熊本県	芦北町	芦北町教育委員会教育課	0966-87-1171	kyoiku@town.ashikita.lg.jp							○		○				○			○					
熊本県	津奈木町	津奈木町教育委員会　学校教育班	0966-78-5400	school-education@town.tsunagi.lg.jp	http://www.town.tsunagi.lg.jp		○	○	○	○	○	○	○					○		○					
熊本県	錦町	教育振興課	0966-38-4450	ga-kyouiku@town.kumamoto-nishiki.lg.jp	http://www.nishiki.machi.com/	https://www.facebook.com/town.nishiki				○	○		○					○		○					
熊本県	多良木町	多良木町教育委員会　教育振興課	0966-42-1266	kyouiku@town.taragi.lg.jp	http://www.town.taragi.lg.jp/		○	○			○		○					○		○					
熊本県	湯前町	湯前町教育委員会	0966-43-2050	kyouikuka@town.yunomae.lg.jp	https://www.town.yunomae.lg.jp			○		○				○				○	広報誌にイラスト等を載せたり、平易な文面を使用し、目に留まるようにしている。 また、転入者には就学援助制度を説明している。		○				
熊本県	水上村	教育課	0966-44-0333	kyouiku@vill.mizukami.lg.jp	http://www.vill.mizukami.lg.jp		○						○		○	新入生体験入学の際に資料を配付し、学校より制度の説明を行っている。		○		○	○				
熊本県	相良村	相良村教育委員会	0966-35-1039	kyouiku@sagara.kumamoto.jp	https://www.vill.sagara.lg.jp/			○					○					○		○	○				
熊本県	五木村	五木村教育委員会　教育課	0966-37-2266	e-kuwata@vill.itsuki.lg.jp								○	○		○	・各学校に対して制度を書面で周知している。		○	・転入者には就学援助制度を説明している。 ・保護者配布文書は前年度から変更なし。	○					
熊本県	山江村	山江村教育委員会　学校教育係	0966-23-3604	kyouiku@yamae.kumamoto.jp	https://www.vill.yamae.lg.jp		○			○		○	○					○		○	○	○			
熊本県	球磨村	教育課	0966-32-1117	gakkyou@vill.kuma.lg.jp									○		○	各学校に対して制度を書面で通知。		○				○			
熊本県	あさぎり町	あさぎり町教育委員会	0966-45-7226	gaku-kyouiku@asagiri.kumamoto.jp	https://www.town.asagiri.lg.jp/		○	○					○					○		○	○				
熊本県	苓北町	苓北町教育委員会	0969-35-2111	kyouiku@town.reihoku.lg.jp	http://reihoku-		○				○	○	○					○		○					
熊本県	氷川町及び八代市中学校組	学校教育課	0965-52-5859	gaku@hikawa.kumamoto.jp	http://www.hikawacyou.hinokuni-net.jp/		○				○		○				○			○					

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ、タ、チを選択した場合	（３）ツを選択した場合				
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、Ｐ・Ｔ・Ａ会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態の悪い者、喜友、被服等が高い者または学用品、通学用品等に不自由している者等や保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照し、又は問基準で額を定めているもの）→（２）係数	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は問基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ、市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ、その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
46	46	35	34	31	29	31	32	16	14	29	30	20	17	26	27	13	12	14	0	5	37	0	5	0		
熊本県	熊本市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				20%未満	20%未満
熊本県	八代市																	○			1				20%未満	20%未満
熊本県	人吉市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	15%未満
熊本県	荒尾市																○				1.3				15%未満	15%未満
熊本県	水俣市															○					1.3				15%未満	15%未満
熊本県	玉名市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			特別支援教育就学奨励費の収入額測定によって算出した額及び非課税収入の額（遺族年金等）が特別支援教育就学奨励費の需要額測定によって算出した額の1.3倍以内の時		20%未満	20%未満
熊本県	山鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				25%未満	25%未満
熊本県	菊池市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				20%未満	20%未満
熊本県	宇土市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				20%未満	15%未満
熊本県	上天草市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1				15%未満	15%未満
熊本県	宇城市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				20%未満	20%未満
熊本県	阿蘇市	○	○									○	○	○						○			（市独自の算定） 世帯総所得から世帯総控除額を差し引いて得られる額を世帯人員数で除した額が10万円未満であり、かつ、市県民税所得割額が5万円未満であること。		10%未満	10%未満
熊本県	天草市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			1.2				20%未満	20%未満
熊本県	合志市	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.1				10%未満	10%未満
熊本県	美里町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○			○			1.3				10%未満	15%未満
熊本県	玉東町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○				1				10%未満	10%未満
熊本県	南関町	○	○		○	○	○					○		○	○	○					1				20%未満	20%未満
熊本県	長洲町															○					1.3				15%未満	15%未満
熊本県	和水町																	○			1.2				15%未満	15%未満
熊本県	大津町	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○		○				1				10%未満	10%未満
熊本県	菊陽町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1				15%未満	15%未満
熊本県	南小国町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○					○			その他経済的に困窮している者。 生活保護法における最低生活費算定基準を参考にした独自基準により判定する。		15%未満	15%未満
熊本県	小国町																	○			1.2				15%未満	15%未満
熊本県	産山村	○	○			○	○								○										10%未満	10%未満
熊本県	高森町	○	○	○						○	○			○											15%未満	15%未満
熊本県	西原村	○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○	○		○			1				10%未満	10%未満
熊本県	南阿蘇村	○	○	○						○	○		○	○		○	○				1				15%未満	10%未満
熊本県	御船町																			○			対象世帯の月の所得から「特別支援教育就学奨励費」の事務に用いる基準額を準用し、町教育委員会で算定した世帯当たりの月の生活費を除した数が1.0未満の者、もしくは教育委員会が必要と認めた者。		10%未満	10%未満
熊本県	嘉島町															○					1				10%未満	10%未満
熊本県	益城町	○			○		○	○						○	○		○				1.05				15%未満	20%未満
熊本県	甲佐町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○				1.3				10%未満	25%未満
熊本県	山都町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○			○			1				15%未満	10%未満
熊本県	氷川町																	○			1				15%未満	15%未満
熊本県	芦北町																○				1				20%未満	15%未満
熊本県	津奈木町	○	○	○	○	○	○				○			○	○		○				1.3				10%未満	10%未満
熊本県	錦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.3				15%未満	15%未満
熊本県	多良木町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○			1.1				15%未満	10%未満
熊本県	湯前町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			1.3				10%未満	10%未満
熊本県	水上村	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○		○					1.3				15%未満	10%未満
熊本県	相良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.1				10%未満	30%未満
熊本県	五木村	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○					1.3				10%未満	15%未満
熊本県	山江村	○	○	○	○	○	○			○	○			○						○			災害や長期療養など特別な事情がある場合		15%未満	10%未満
熊本県	球磨村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										15%未満	30%未満
熊本県	あさぎり町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○					1.3				10%未満	10%未満
熊本県	苓北町	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○										10%未満	10%未満
熊本県	氷川町及び八代市中学校組																	○			1				15%未満	10%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額																																								
		２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）																																								
		（１）　費目毎の援助額																																								（２）　補足事項
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
46	46	2	2	0	2	2	2	40	40	2	1	1	0	1	1	1	43	43	0	5	5	0	3	3	3	2	2	1	24	24	0	18	18	18	2	2	1	33
熊本県	熊本市							○	27,050								○	57,400		○	44,870								○	47,086								学用品費及び補助教材費における対象学年・・・3年（全体に占める割合33.1%） 通学費、修学旅行費、校外活動費については、平成31（令和元）年度予算に計上した単価
熊本県	八代市							○	27,050								○	57,400		○	38,410								○	61,679								支給平均額は令和元年度予算計上額を記入。 ［学用品費］1年生：24,800円、2～3年生：27,050円 ［修学旅行費］2年生分を記入。該当学年2年生と3年生（県立中）
熊本県	人吉市							○	23,870								○	22,900														○	54,800	54,800				学用品費：１年生21,700円、その他の学年23,870円 医療費の支給平均額については、令和元年度から支給対象費目になり、昨年度支給実績がないため0円としている。 就学旅行費・校外活動費・学校給食費の平均支給額については、予算に計上した単価を記入
熊本県	荒尾市							○	22,510								○	57,400					○	80,070	80,070							○	60,300	60,300				
熊本県	水俣市							○	22,510								○	57,400											○	66,000								「修学旅行費」と「校外活動費(宿泊を伴うもの)」については当初予算額を記入。 「医療費」についてはＨ３０年度実績額を記入。
熊本県	玉名市							○	24,800								○	57,400														○	60,300	60,300				平均支給額は令和元年度の計上した単価
熊本県	山鹿市							○	22,320								○	47,400														○	57,590	56,489				・平均支給額については、平成30年度実績額 ・校外活動費（宿泊を伴わないもの）については、対象費目であるが実績なし
熊本県	菊池市							○	22,510								○	57,400		○	0								○	56,757								修学旅行費学校給食費、校外活動費（宿泊あり）の支給平均額はH30年度実績により算出（支給総額/支給人数）。通学費、校外活動費（宿泊なし）、医療費はH30実績なし。
熊本県	宇土市							○	22,320								○	47,400						○	80,070	0						○	60,300	57,590				上限の金額は、国の予算単価に準ずる。 支給平均額は、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価による 通学費については対象品目だが実績なしの予定。
熊本県	上天草市							○	22,510								○	57,400											○	55,000								平成３１（令和元）年度予算計上した単価
熊本県	宇城市							○	22,510								○	57,400						○	80,070	0						○	60,300	55,663				支給平均額は、平成30年度実績により記入。 通学費及び校外活動費(宿泊を伴わないもの）は、平成30年度実績なし。
熊本県	阿蘇市				○	22,510	22,510							○	47,400	47,400																○	56,670	56,670				
熊本県	天草市									○							○	22,900											○	60,434								・学用品費及び通学用品費は「学用品費等」としてまとめて一定額を支給。支給額は中学1年生は年額23,880円、中学2～3年生は年額26,050円 ・修学旅行費及び学校給食費については、令和元年度予算に計上した単価。
熊本県	合志市							○	24,550								○	47,400											○	52,313								学用品費については新1年生のみ年間支給額が違う（22,320円） 医療費：学校保健法に基づく疾病の治療費のみ対象で実費支給 修学旅行費、校外活動費、クラブ活動費、PTA会費の支給平均額は平成30年度実績額
熊本県	美里町							○	22,510								○	57,400		○	136,512								○	53,276								・校外活動費(宿泊を伴うもの)について、平成30年度実施無しのため０円 ・医療費については平成30年度実績無しのため０円
熊本県	玉東町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	57,590				修学旅行費、及び校外活動費（宿泊を伴うもの）の支給平均額は、平成31年度予算計上単価を記入した。
熊本県	南関町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	50,821				
熊本県	長洲町							○	22,510								○	57,400														○	57,140	55,000				学用品費及び通学用品費は合算して支給している。（学用品費に合計した支給金額を記載） 医療費については、対象品目であるが実績が無いため0円。
熊本県	和水町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	57,590				学校給食費、修学旅行費及び校外活動費においては、平成３０年度実績を記入している。
熊本県	大津町							○	22,510								○	57,400								○	0		○	61,239								実費については、令和元年度予算額を計上
熊本県	菊陽町							○	22,510								○	57,400		○	0								○	53,750								通学費については実績なし
熊本県	南小国町							○	22,568								○	23,550											○	60,000								・修学旅行費：令和元年度予算計上金額 ・学用品費最高額対象：2～3年生
熊本県	小国町							○	22,510								○	57,400											○	56,838								※医療費及び修学旅行費は30年度の実績額 ※学校給食費は、1～2年50,600円、3年48,300円
熊本県	産山村							○	22,320								○	23,550										○	○	60,000								その他欄全て支給対象外
熊本県	高森町	○	21000																										○	67500								
熊本県	西原村							○	22,320								○	47,400														○	60,300	57140				
熊本県	南阿蘇村							○	22,510								○	47,900											○	60,300								
熊本県	御船町							○	22,510								○	47,400														○	60,300	51,500				H31年４月入学者：47,400円 R2年４月入学予定者：57,400円
熊本県	嘉島町	○	26,050								○	22,900																	○	58,000								支給平均額は、平成３０年度実績による
熊本県	益城町							○	22,510								○	57,400											○	60,300								3年の学校給食費は、46,800円
熊本県	甲佐町							○	22,510								○	50,600											○	56,000								修学旅行費および校外活動費（宿泊に伴うもの）については、実費の確定後に支給額が確定するので、現段階では前年度の実績をもとに積算した。 学校給食費については、1・2年生が52,800円、3年生が49,800円。
熊本県	山都町							○	22,320								○	47,400														○	56,670	56,670				
熊本県	氷川町							○	22,510								○	57,400											○	59,081								支給平均額は平成31年度予算に計上した単価を記入。 通学用品費は第1学年を除く。
熊本県	芦北町							○	22,510								○	47,400											○	70,000								
熊本県	津奈木町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	60,300				校外活動費（宿泊を伴わないもの）については実績なし。
熊本県	錦町							○	21,600								○	45,900														○	35,000	35,000				
熊本県	多良木町							○	22,510								○	57,400														○	60,300	56,630				
熊本県	湯前町							○	27,050								○	57,400											○	69,550								
熊本県	水上村							○	27,050								○	57,400								○	30,000											
熊本県	相良村							○	22,320								○	23,700																	○	55,000		
熊本県	五木村							○	22,510								○	57,400											○	32,802								（支給割合）通学用品費　1年生　0円（33.3%）、2･3年生　2,250円（66.7%） （医療費）子育て支援対策で、医療費が無償化されているため。
熊本県	山江村							○	13,200								○	23,550																			○	修学旅行費…42,750円
熊本県	球磨村									○							○	28,000																	○	30,000		学用品費 1年生　23,000円 2～3年生　25,000円
熊本県	あさぎり町				○	22,510	11,930										○	57,400											○	60,300	60,300							支給平均額は、平成３１年度予算に計上した単価。
熊本県	苓北町							○	22,510								○	57,400											○	57,290								修学旅行費については、平成３１年度予算計上した単価
熊本県	氷川町及び八代市中学校組							○	22,510								○	57,400											○	60,647								支給平均額は平成31年度予算に計上した単価を記入。 通学用品費は第1学年を除く。

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																						Ⅵ　自由記述欄
		1、学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2、教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況													
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
46	46	6	3	2	0	2	0	35	0	1	0	0	1	0	2	5	0	2	3	5	8	1	1
熊本県	熊本市							○															
熊本県	八代市	○	○																				
熊本県	人吉市							○															
熊本県	荒尾市		○													○							
熊本県	水俣市	○																○					
熊本県	玉名市							○															
熊本県	山鹿市							○												○	新入学生へのランドセル配布		
熊本県	菊池市	○	○																				
熊本県	宇土市	○														○					全ての家庭を対象として，副教材費の一部助成 小中学校共　1年　3,500円，2年～6年　2,000円		
熊本県	上天草市							○															
熊本県	宇城市	○																					
熊本県	阿蘇市							○															
熊本県	天草市							○															
熊本県	合志市			○																			
熊本県	美里町							○								○							
熊本県	玉東町							○															
熊本県	南関町							○											○				
熊本県	長洲町							○															
熊本県	和水町							○												○	一部の小学校における標準服の支給（入学時に１着） スクールバス利用児童における保護者負担なし（全額町負担）		
熊本県	大津町							○					○										
熊本県	菊陽町							○															
熊本県	南小国町							○															
熊本県	小国町			○						希望する生徒への制服のリサイクル						○					・入学祝金（学用品購入費）の全対象者支給（校長代理受領） ・就学援助者以外への修学旅行費一部助成（校長代理受領） ・学校への部活動補助金支給。 ・校外活動費等におけるバス借上料を町が全額支払。　　〇学力検査料等の助成。		給食費滞納者の臨戸訪問による徴収の際に、就学援助制度の案内を行っている。
熊本県	産山村							○															
熊本県	高森町							○															
熊本県	西原村							○															
熊本県	南阿蘇村							○															
熊本県	御船町					○													○				
熊本県	嘉島町							○															
熊本県	益城町							○											○				
熊本県	甲佐町							○															
熊本県	山都町							○															
熊本県	氷川町							○								○							
熊本県	芦北町							○															
熊本県	津奈木町	○													○					○	英語検定試験の受講料の全額補助。		
熊本県	錦町							○												○	小学校入学児童に対して、通学用帽子、算数セットなどの教材を配布。小中学校共通で、芸術鑑賞や社会科見学に係る保護者負担の一部を補助。中学生には、自転車保険補助、英検受験料の補助を行っている。		
熊本県	多良木町							○														子ども対策課で「あったか子育てめぐりんこ事業」（使わなくなった制服や体操服などを貸し出す）を行っている。	
熊本県	湯前町							○															
熊本県	水上村							○							○						対象は、小１児童のみ		
熊本県	相良村							○												○	給食費、修学旅行費の補助		
熊本県	五木村					○												○					
熊本県	山江村							○															
熊本県	球磨村							○															
熊本県	あさぎり町							○															
熊本県	苓北町							○															
熊本県	氷川町及び八代市中学校組							○															